

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	滞納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、滞納事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和3年11月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納に関する事務
②事務の概要	田布施町では、地方税法、国税徴収法などに基づき、税や料金を納期限までに納付しなかった滞納者の実態に応じて(1)滞納処分の方で処理する(2)徴収緩和の方で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。具体的には、 ①実態調査・財産調査 ・滞納者との折衝や財産調査等により、滞納者の実態や所得・財産などを把握し、滞納整理の方向付け ②滞納処分 ・滞納者の財産を差押え、滞納税等へ充当 ③徴収緩和 ・納付が困難な滞納者は、分割納付や一定期間納付の猶予 ・滞納者の実情により、滞納執行の停止
③システムの名称	・THINK TAX Web ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 収納対策室
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 収納対策室 ☎0820-52-5804 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity総合収納管理 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	・THINK TAX Web ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	事後	システム更新によるシステム名称の変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 堀川 誠	税務課長	事後	様式変更における内容変更のため。
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
平成31年4月26日	II-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月26日	II-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル	滞納情報ファイル	事後	ファイル名のみを変更するものであり、記録項目等に変更はない。
令和2年9月28日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和2年9月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施する]	[実施しない]	事後	
令和2年9月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)の1、27、28、29、42、44、45、46、80、82、94、95の項(地方税及び保険料の滞納管理に関する事務) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)の1、27、28、29、42、44、45、46の項並びに地方税法等(国民健康保険料(税)の滞納対策に関する)		事後	
令和2年9月28日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月11日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月11日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-3 重大事故	[発生なし]	[発生あり]	事後	
令和2年9月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない []	[]委託しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない []	[]提供・移転しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供) [十分である]	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) []	事後	
令和3年11月19日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月11日時点	令和3年7月12日 時点	事後	
令和3年11月19日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月11日時点	令和3年7月12日 時点	事後	
令和3年11月19日	II-3 重大事故	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和3年11月19日	IV-8 監査実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	